

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料6-6
提出年月日	令和5年6月23日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 7.0)	図表全般	記載適正化 ・ 格納容器圧力 → 原子炉格納容器圧力	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-18 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 6.0)」に反映済み
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 6.0)	図表全般	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 7.0)	1.7-54	第1.7.2表 監視計器一覧 (1/10) (4/10) 重大事故等の対応に必要なとなる監視項目 脱字の訂正 (下線部参照)  【修正例】 (旧) 原子炉格納容器の温度 (新) 原子炉格納容器内の温度	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-18 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 6.0)」に反映済み
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 6.0)	1.7-67	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 7.0)	1.7-58	第1.7.2表 監視計器一覧 (5/10) 監視項目の誤記訂正 (記載削除)  可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器自然対流冷却において、「C、D-原子炉補機冷却水冷却器出口補機冷却水温度」を操作の監視項目として記載していたが、泊は当該操作において、監視できないパラメータであることから削除した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-18 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 6.0)」に反映済み
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 6.0)	1.7-70	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-61, 63	第1.7.2表 監視計器一覧 (8/10) (10/10) 操作欄に記載している他の操作手順への飛び先 誤記訂正  (8/10) (旧) 1.6.2.2(1)b.(b) (新) 1.6.2.2(2)a.(c)  (10/10) (旧) 1.6.2.2(1)b.(d) (新) 1.6.2.2(2)a.(e)  (10/10) (旧) 1.6.2.2(1)b.(e) (新) 1.6.2.2(2)a.(f)	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-18 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.6.0)」に反映済み
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-72, 73	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-66, 68	概要図 第1.7.2図, 第1.7.4図  ・凡例に「継手」を追加した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-18 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.6.0)」に反映済み
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-80, 84	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-67	タイムチャート 第1.7.3図 記載の適正化 (下線部参照)  (旧) ※4 原子炉補機冷却水系統… (新) ※4 原子炉補機冷却水系統…	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-18 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-81	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-72, 73, 74	第1.7.6図の適正化  (旧) 原子炉建屋 (新) 周辺補機棟	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-18 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.6.0)」に反映済み
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-98, 99	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-75, 77	以下の内容を含めてNo.73にて本文および他条文との整合を図る修正実施。  重大事故等時の対応手順選択フローチャート (1/4) , (3/4)  下段の格納容器自然対流冷却停止及び代替格納容器スプレイ停止の判断フローにおいて「自然対流冷却により原子炉格納容器内が冷却状態となった」と記載していたが、本文の操作手順と整合させるよう記載を削除した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-18 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.6.0)」に反映済み
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-100, 102	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-77	以下の内容を含めてNo.73にて本文および他条文との整合を図る修正実施。  重大事故等時の対応手順選択フローチャート (3/4) 誤記訂正  ・ <u>格納容器圧原子炉力</u> → <u>原子炉格納容器圧力</u>	R5.5.25審査会合まとめ資料に反映済
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-102	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	添付資料全般	添付資料全般について、下記の通り体裁の修正及び記載の適正化を図った。 ・マスキング枠の大きさ調整。文字に被らないように修正。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-18 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.6.0)」に反映済み
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	添付資料全般	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-81	添付資料1.6.1「審査基準、基準規則と対処設備との対応表(3/6)」の対応手段名称及び備考欄の記載を適正化	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-106	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-82	審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (4/6) ・「対応手段」等の見出しの記載が無かったため追記した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-18 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.6.0)」に反映済み
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-107	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-82, 83	以下の内容は、No79, No80にて見直しを実施しているため、表番号を変更した。  審査基準、基準規則と対処設備との対応表(4/7), (5/7), (6/7), (7/7)  ・自主対策の「必要時間内に使用可能か」項目において、本文「操作の成立性」に記載している時間と整合を図った。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-18 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.6.0)」に反映済み
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-107, 108	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-85	第1図 電源構成図 (交流電源) 下記2件の修正を行った。  ・自主対策設備として使用する「電動機駆動消火ポンプ」を追記した。(給電元の母線6.6kV 6-Dも併せて追記) ・SA設備57条/技術的能力1.14にて示す各電源設備の主要設備を電源構成図に明示した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-18 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.6.0)」に反映済み
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-110	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-90, 91	添付資料1.7.5 設備名称の適正化  ・格納容器内 → 原子炉格納容器 ・再循環ユニット → 格納容器再循環ユニット	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-18 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.6.0)」に反映済み
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-118, 120	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-93,94	(1) 高さ表現の記載内容はNo.144にて適正化実施。 ホース敷設長さ及び本数についてはNo.101にて適正化実施。 作業時間については修正前が正しいので200分に戻した。  添付資料1.7.6-(1) 操作の成立性 記載適正化(下線部参照)  ・作業時間(訓練実績等) <u>200分</u> → <u>180分</u> ・可搬型ホース 敷設長さ及び本数を修正 ―西側接続口― ―約400m×2系統, 約8本×2系統― → 約350m×2系統, 約7本×2系統 ―東側接続口― ―約350m×2系統, 約7本×2系統― → 約400m×2系統, 約8本×1系統 ・高さ表現の修正 T.P.10m → T.P.10.3m	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-18 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.6.0)」に反映済み
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-123,124	同上	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-95	(1) 系統構成の記載内容はNo.103にて適正化実施。  添付資料1.7.6-(2) 操作の成立性 記載適正化(下線部参照)  ―(1)―系統構成 操作時間(訓練実績等) <u>64分</u> → <u>81分</u>  (2) 系統構成(通水前), 通水操作 操作時間(想定) <u>45分</u> → <u>50分</u> 操作時間(訓練実績等) <u>24分</u> → <u>29分</u>	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-18 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.6.0)」に反映済み
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-127	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-117,124	設備名称の適正化(下線部追記)  ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-18 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-148, 155	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-132, 144	被ばく評価の添付資料 下記の通り記載の適正化を行った。 ・ (SAND2011-0128) → (Sandia Report SAND2011-0128) ・ et. al... → et al. ...	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-18 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.6.0)」に反映済み
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-164, 176	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-235	マスキング対象については、No115, No116にて適正化実施 添付資料1.7.10-(2) 表のレイアウト修正  2つの表に分けて記載していたが、1つの表となるようにレイアウトの修正を行った。 また、格納容器圧力0.283MPaをマスキング対象外とした。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-18 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.6.0)」に反映済み
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-272	同上	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-239, 240	添付資料1.7.11 下記の通り脱字修正及び誤記修正を行った。  第1図 ・ 電動機駆動消火等 → 電動機駆動消火ポンプ等  第2表 ・ 使用済み燃料プールの冷却, 臨界防止 → 使用済燃料貯蔵槽の冷却, 臨界防止 ・ 重大事故等の収束に必要な水源の確保, 供給 → 重大事故時に必要な水源の確保, 供給	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-18 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.6.0)」に反映済み

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-276, 277	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-11, 18, 51, 52	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内の冷却手段において、電動弁へ給電する設備として下記設備を追加した。  フロントライン系故障：「非常用交流電源設備」 サポート系故障：「常設代替交流電源設備」  また、第1.6.1表「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順」についても同様に追加した。	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-8, 15, 64, 65	同上	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-15	自主対策設備として位置付ける理由 記載の適正化（下線部参照）  電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ろ過水タンク（旧） ・電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ろ過水タンク消火を目的として配備しているが、火災が発生していなければ格納容器スプレイの代替手段として有効である。 （新） ・電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ろ過水タンク消火を目的として配備しているが、火災が発生していなければ原子炉格納容器内を冷却する手段として有効である。	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-12	同上  上記修正にあわせて、相違理由を追記。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-15, 21	自主対策設備として位置付ける理由 記載の適正化（下線部参照）  可搬型大型送水ポンプ車，代替給水ピット，原水槽，2次系純水タンク，ろ過水タンク (旧) ・可搬型ホース等の運搬・接続作業に最短でも約275分を要するが， <u>原子炉格納容器内を冷却する手段として有効である。</u> (新) ・可搬型ホース等の運搬及び接続作業に時間を要するため， <u>常設設備と比べて短時間での確実な注水を確保することは困難であるが，格納容器スプレイの代替手段であり，長期的な事故収束手段として有効である。</u>	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-12, 18	同上  上記修正にあわせて，相違理由を修正。	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-15	相違理由の記載適正化  (旧) <u>泊は可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給，代替非常用発電機及び燃料補給に使用する可搬型タンクローリーやディーゼル発電機燃料油貯油槽等の設備を「常設代替交流電源設備」と総称して記載している。</u> (新) <u>泊は可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に使用する可搬型タンクローリーやディーゼル発電機燃料油貯油槽等の設備を「燃料補給設備」と総称して記載している。</u>	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-21	自主対策設備として位置付ける理由 記載の適正化（下線部参照）  B-格納容器スプレイポンプ，燃料取替用水ピット (旧) ・重大事故等対処設備である代替格納容器スプレイポンプのバックアップであり，運転不能を判断してからの準備となるため系統構成に時間を要するが，流量が大きく格納容器スプレイ手段として有効である。 (新) ・重大事故等対処設備である代替格納容器スプレイポンプのバックアップであり，運転不能を判断してからの準備となるため系統構成に時間を要するが，流量が大きく高い冷却効果が見込めることから， <u>原子炉格納容器内を冷却する手段として有効である。</u>	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-17	同上  上記修正にあわせて，相違理由を追記。 参照した玄海3/4号炉まとめ資料の記載を女川欄に記載（1.7-12ページ）し，相違理由についても「玄海審査実績の反映」として修正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-21	自主対策設備として位置付ける理由 記載の適正化（下線部参照） ディーゼル駆動消火ポンプ，ろ過水タンク (旧) ・消火を目的として配備しているが，火災が発生していなければ格納容器スプレイの代替手段として有効である。 (新) ・消火を目的として配備しているが，火災が発生していなければ原子炉格納容器内を冷却する手段として有効である。	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-17	同上 上記修正にあわせて，相違理由を修正。	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-21	記載の適正化（下線部参照）  (旧) 炉心の著しい損傷が発生した場合の対応手順等 (新) 炉心の著しい損傷が発生した場合の対応手順書等	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-18 とりまとめた資料-4,5	同上	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-22	記載の適正化（下線部参照）  (旧) かつ (新) かつ、	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-19	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-50, 51, 52, 53	第1.7.1表「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順」に記載する手順書の名称について、以下のとおり記載表現を統一  ・表1.7.1表のヘッダーを「手順の分類」から「手順書の分類」へ修正。 ・表1.7.1表の「整備する手順書」の手順書名称について「・・・手順」と「・・・手順書」が混在していたため、すべて「・・・手順書」に統一 ・表1.7.1表の「整備する手順書」の「等」の記載を適正化（当該手段が複数の手順書に該当する場合は「手順書の分類」から代表的な手順書名称を1つ記載し、その他該当する手順は「等」を記載している。なお、「等」に該当する手順については、技能1.0まとめ資料のうち、添付資料1.0.14_表2「技術的能力対応手段と運転手順等比較表」にて整理している）	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-63, 64, 65, 66	同上	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-23	記載の適正化（下線部参照）  (旧) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施する。 (新) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-23	同上	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-29, 32, 46	記載の適正化（下線部参照）  (旧) 原子炉格納容器へのスプレー (新) 原子炉格納容器内へのスプレー	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-32, 37, 57	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-30, 31, 32, 33, 45, 46, 47	可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイの要員数見直しに伴い「(c) 操作の成立性」の記載内容を修正した。  災害対策要員 (海水, 代替給水ピット, 原水槽) : 3名から6名  スプレイ開始までの時間 (海水) : 335分以内から225分以内 スプレイ開始までの時間 (代替給水ピット) : 275分以内から170分以内 スプレイ開始までの時間 (原水槽) : 310分以内から225分以内	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-36, 37, 56, 57, 58	同上	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-47	「(3) その他の手順項目にて考慮する手順」について, 比較表との整合を図って削除	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-70	第1.7.5図 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 タイムチャート  操作手順番号との整合のため操作手順の記載内容適正化	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-86	同上	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-71, 72, 73, 74	第1.7.6図 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 ホース敷設ルート図 (1/4) (2/4) (3/4) (4/4)  参照先の図番号適正化 (旧) 1.7.7図 (新) 1.7.6図	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-97, 98, 99	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-72, 73, 74, 75	ホース敷設ルート図第1.7.6図 (2/4, 3/4, 4/4) 記載適正化 (下線部参照)  (旧) 原子炉建屋 (新) 周辺補機棟	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-98, 99	同上	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-75, 77	フローチャート第1.7.7図 (1/4) (3/4) について、以下の適正化を実施 ・技術的能力1.6フローチャートとの整合を図り最新化 ・技術的能力1.8フローチャートとの整合を図り最新化 ・「点鎖線」→「二点鎖線」	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-100, 102	同上	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-75, 76, 77, 78	フローチャート第1.7.7図 記載の適正化 (下線部参照)  (旧) 消火水 (新) 消火栓設備	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-100, 101, 102, 103	同上	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-78	フローチャート第1.7.7図 記載の適正化  電源喪失時における消火栓設備について、ディーゼル駆動消火ポンプを使用する旨、注釈の適正化を実施。	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-103	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-79, 80, 81, 82, 83, 84	添付資料1.7.1「審査基準、基準規則と対処設備との対応表」  (旧) 同一の対応手段において、フロント系故障時及びサポート系故障時に使用する設備を分けて整理 (新) 同一の対応手段において、フロント系故障時及びサポート系故障時に使用する設備をまとめて整理  全7ページ→全6ページに変更	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-104, 105, 106, 107, 108, 109	同上	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-81, 83	添付資料1.7.1「審査基準、基準規則と対処設備との対応表」について、既設・新設の区分を適正化	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-106, 108	同上	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-82	「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照）  【添付資料1.7.1-(4)】 (旧) 要員数：合計6名，想定時間：335分 (新) 要員数：合計9名，想定時間：225分	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-107	同上	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-82	「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照）  【添付資料1.7.1-(4)】 (旧) 要員数：6名，想定時間：275分 (新) 要員数：9名，想定時間：170分	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-107	同上	
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-83	「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレー」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照）  【添付資料1.7.1-(5)】 (旧) 要員数：合計6名，想定時間：310分 (新) 要員数：合計9名，想定時間：225分	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-108	同上	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-85	添付資料1.7.2「対応手段として選定した設備の電源構成図」の記載を適正化  【添付資料1.7.2】 ・給電対象に「原子炉格納容器スプレー設備弁」を追加	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-110	同上	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-87, 88, 93, 95, 96, 97, 236, 237	「原子炉建屋」の建屋名称について，操作エリアを特定した記載とする箇所は「周辺補機棟」へ修正を実施。	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-114, 115, 116, 117, 123, 127, 128, 129, 130, 273, 274	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-87	添付資料1.7.4-(1) 操作の成立性における記載の適正化（下線部参照）  (旧) 操作エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても操作可能である。 (新) 作業エリアに設置されている照明はバッテリー内蔵型であり、事故環境下においても作業可能である。	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-114	同上	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-87, 95	添付資料1.7.4-(1), 1.7.6-(2) 操作の成立性における記載の適正化（下線部参照）  (旧) 通常行う弁操作と同等であり、容易に操作可能である。 (新) 通常行う弁操作と同じであり、容易に操作可能である。	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-115, 127	同上	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-89, 98	添付資料1.7.4-(2), 1.7.6-(3) 概要図名称の適正化（下線部参照）  (旧) 可搬型温度計測装置設置場所の概要図  (新) 可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）設置場所の概要図	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-117, 130	同上	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-93	添付資料1.7.6-(1) 操作の成立性における記載の適正化（下線部参照）  (旧) 屋外に敷設する可搬型ホースは、ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから、容易に接続可能である。 (新) 屋外に敷設する可搬型ホースは、ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから、容易に実施可能である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-123	同上	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-93	可搬型ホース敷設個所の表における接続口箇所、ホースの敷設長さ及び本数を適正化。(他の審査項目の資料と記載の横並び)	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-124	同上	
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-97	添付資料1.7.6-(2) 操作の成立性 記載適正化(下線部参照)  (1) 系統構成 操作時間(訓練実績等) <u>81</u> 分 → <u>64</u> 分	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-127	同上	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-127	別紙1 表3-1 屋外作業員の被ばく管理上考慮する屋内作業  有効性評価との整合により適正化	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-159	同上	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-201~205	添付資料1.7.8を最新化  上記と同じ資料である技術的能力1.15添付資料1.15.12の内容へ最新化	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-236-240	同上	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-206~233	添付資料1.7.9を最新化 上記と同じ資料である技術的能力1.8添付資料1.8.4の内容へ最新化	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-241~269	同上	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-206	添付資料1.7.9(1) 記載適正化 (下線部参照) 表内の対応操作概要 (旧) C/V圧力が0.283MPa以上であれば、代替格納容器スプレイポンプ等によるスプレイを実施する。 <u>格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を開始すれば、格納容器スプレイは停止する。</u> (新) <u>格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を実施するが、C/V圧力が0.283MPa以上であれば、代替格納容器スプレイポンプ等によるスプレイも実施する。</u> (旧) 原子炉格納容器冷却中に原子炉容器に残存溶融炉心の兆候 <sup>*</sup> が見られた場合は、原子炉格納容器水位の設定位置 (格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さ) まで格納容器又は 代替格納容器スプレイによりC/V内へ注水する。 (新) 原子炉格納容器冷却中に原子炉容器に残存溶融炉心の兆候 <sup>*</sup> が見られた場合は、原子炉格納容器水位の設定位置 (格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さ) を上限に、 <u>残存溶融炉心の兆候が解消されるまで格納容器スプレイ又は代替格納容器スプレイによりC/V内へ注水する。</u>  上記表に対応するC/V総注水量の図を適正化した。	
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-241	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-209	添付資料1.7.9(3) 記載の適正化（下線部参照）  (旧) 泊3号炉の破断口があるBループ室及び原子炉下部キャビティでは、・・・ (新) 評価で想定している破断口があるBループ室及び原子炉下部キャビティでは、・・・	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-245	同上	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-235	添付資料1.7.10-(2)  格納容器圧力0.283MPaをマスキング対象としたためマスキング実施。	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-272	同上	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.7.0)	1.7-238～256	添付資料1.7.11 フォールトツリー解析の実施の考え方について  第3表に記載している設備一覧について、他の審査項目の適正化を反映し整合を図った。	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.6.0)	1.7-275～292	同上	
	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置			
以上、5/31一括提出時の適正化内容を示す。以降は、一括提出後の適正化内容を示す。				
	(SAT107 )			

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-12	女川欄の(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備について、記載を削除した(下線部参照)。  ・排水設備 原子炉格納容器フィルタベント系を使用する際に、・・・・・・放射性物質低減対策として有効である。 <u>逃がし弁の中央制御室からの遠隔操作が可能となり、運転員等の負担軽減となる。</u>	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.8.0)	1.7-20	添付資料参照先の記載適正化(下線部参照)  (旧) 添付資料1.7.2 (新) 添付資料1.7.1	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-17	同上	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-46	大飯欄の(5) 優先順位について、記載適正化(下線部削除)。  詳細には、恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器内へのスプレイができない場合は、・・・・・・電動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる格納容器へのスプレイができない場合に使用する。 <u>完了が早い方の手段を選択する。</u>	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.8.0)	1.7-58~62, 60~63	監視計器一覧(第1.7.2表)の記載を適正化 「重大事故等の対応に必要な監視項目」のうち、以下の監視項目の名称を技術的能力1.15と統一(下線部参照)  (旧) 原子炉格納容器内への注水量 (新) 原子炉格納容器への注水量	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-67~69, 71~73	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.8.0)	1.7-58～62	監視計器一覧（第1.7.2表）の記載を適正化 以下の監視計器の名称を技術的能力1.15と統一（下線部参照）  (旧) ・泊幹線 1 L, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L, 2 L 電圧 (新) ・泊幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧 ・後志幹線 1 L 電圧, 2 L 電圧	
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-70～72	同上	
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.8.0)	1.7-65, 66, 68, 69, 236	概要図の記載を適正化  【第1.7.1図】 ・操作対象機器へ以下を追加 ① 原子炉格納容器スプレイ作動（1-1）及び（1-2） ② 原子炉格納容器スプレイ作動（2-1）及び（2-2） ③ A一格納容器スプレイ冷却器出口C/V外側隔離弁 ④ B一格納容器スプレイ冷却器出口C/V外側隔離弁 ・上記修正に伴う「操作手順」番号の修正 ・上記修正に伴う添付資料1.7.10-(3)「3. 弁番号及び弁名称一覧(1/2)」へ弁を追加  【第1.7.2図】 ・操作対象機器を以下のとおり適正化（下線部参照） (旧) 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ 口金弁 (新) 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ 口金弁1 <u>原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ</u> 口金弁2 ・上記修正に伴う「操作手順」番号の修正 ・上記修正に伴う添付資料1.7.10-(3)「3. 弁番号及び弁名称一覧(1/2)」へ弁を追加  【第1.7.4図】 ・操作対象機器へ「原子炉補機冷却水ポンプ」を追加 ・上記修正に伴う「操作手順」番号の修正	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-79, 80, 84, 85, 273	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.8.0)	1.7-67, 70	タイムチャート 記載の適正化 (下線部参照) 第1.7.3図, 第1.7.3図  (旧) 取り付け (新) 取付け	
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-81, 86	同上	
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.8.0)	1.7-75, 77	No.73からさらに以下を修正 フローチャート第1.7.7図 (1/4) (3/4) について, 記載適正化  (旧) 総注水量が格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまで注水された (新) 総注水量が格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまで注水したか	
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-100, 102	同上	
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-100	大飯欄に下記記載を追記し, 適正化。  【比較のため, 記載順序入れ替え】	
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-161	大飯欄の記載を適正化した (下線部参照)。 (旧) 第2表 原子炉格納容器への放出割合 (NUREG-1465 Table3.13) (新) 第2表 原子炉格納容器への放出割合 (NUREG-1465 Table3.13)	
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-186	大飯欄に記載を追記した (下線部参照)。  NUPEC模擬試験では, PCCV4ループプラントのシビアアクシデント状況を想定し, スプレイによる除去効果を確認した結果, スプレイ粒径1.5mmの条件下で, E/D=7 との結果が得られている。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-205	大飯欄の記載を適正化した（下線部参照）。 （旧） 大飯発電所周辺の夏季及び冬季の外気の温度、湿度を・・・・・・の水蒸気分圧は、それぞれ、約4.6kPa、約0.81kPa（注2）となる。事故時のアンユラスは、・・・・・・よう素フィルタの効率は確保できる。 （新） 大飯発電所周辺の夏季及び冬季の外気の温度、湿度を・・・・・・の水蒸気分圧は、それぞれ、約4.6kPa、約0.81kPa（注3）となる。事故時のアンユラスは、・・・・・・よう素フィルタの効率は確保できる。	
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-217	大飯欄に記載を追記した（下線部参照）。  従来の評価において使用していた2009年の気象データについては、申請時点での至近10年の気象データ（2001年～2011年/2009年を除く）に対しては・・・・・・以下に2009年の気象データの異常年検定結果を示す。	
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-225	大飯欄に記載を追記した（下線部参照）。  乾性の沈着速度0.3cm/sはNUGEG/CR-4551（参考文献1）に基づいて設定している。NUREG/CR-4551では郊外を対象とし、・・・・・・本評価における粒子状物質の大部分は、この粒径範囲内にあると考えられる。	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-253, 254	大飯欄の図番号の記載を適正化した（下線部参照）。  図4 → 図1 図5 → 図2	
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-259, 260, 267	大飯欄の設備名称の記載を適正化した（下線部参照）。 （旧） 連通穴 （新） ②対応 連通管	
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.8.0)	1.7-93	可搬型ホース接続口の名称を適正化（下線部参照） 接続口の名称を技能1.0まとめ資料と統一  【添付資料1.7.6-(1)】 （旧） ・ T. P. 10m西側接続口 ・ T. P. 33m東側接続口 （新） ・ 可搬型大型送水ポンプ車A母管接続口 ・ 可搬型大型送水ポンプ車B母管接続口	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-124	同上	
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.8.0)	1.7-93, 94	屋外作業のエレベーション表記を見直し（下線部参照）  【添付資料1.7.6「2.作業場所」】 (旧) 屋外 <u>T.P.10.3m</u> (新) 屋外 <u>(海水取水箇所周辺及び原子炉建屋周辺)</u>  【添付資料1.7.6 画像タイトル】 (旧) 屋外 <u>T.P.○m</u> (新) 屋外  「2.作業場所」の記載は女川2号炉，画像タイトルの記載は大飯と同様。	
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-123, 124	同上	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.8.0)	1.7-119～121, 125, 126	構内図面の最新化  添付資料1.7.7 ・第7-1図，第7-2図，第7-3図 ・別紙1 図2-1，図2-2，図2-3	
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-150～152, 156, 157	同上	
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.8.0)	1.7-87, 88, 93, 95, 96, 97, 237	屋内における操作又は作業場所のエレベーション表記を見直し 「技術的能力1.0_添付資料1.0.2_別紙30」の名称と統一  (例) (旧) 14.3m (新) 10.3m (中間床)	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-115, 116, 117, 123, 127, 128, 129, 130, 274	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手続等 (SAT107 r.8.0)	1.7-71～74	ホース敷設ルート図全般 ・屋外図面の最新化。 ・接続口の名称を技能1.0まとめ資料と統一（下線部参照）。 <b>【第1.7.6図（1/4）～第1.7.6図（4/4）】</b> (旧) <u>原子炉補機冷却水系接続口</u> (新) <u>可搬型大型送水ポンプ車A母管接続口</u> <u>可搬型大型送水ポンプ車B母管接続口</u> <b>【第1.7.6図（3/4）】</b> (旧) <u>屋外から※1</u> (新) <u>可搬型大型送水ポンプ車代替原子炉補機冷却水ライン接続口※1</u>	
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手続等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-97～99	同上	
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手続等 (SAT107-9 r.7.0)	1.7-264	記載の適正化  比較のために川内の資料を引用した箇所について、不要な記載のため削除した。	